

第3期鶴ヶ島市障害者支援計画(素案)に対する市民意見(市民コメント)

第3期鶴ヶ島市障害者支援計画の策定にあたり、市民コメント実施要綱に基づき市民の皆様からご意見を募集したところ、1個人、1団体からご意見をいただきました。

寄せられたご意見とそれに対する市の考え方を次のとおり公表します。

なお、取りまとめの都合上、いただいたご意見は適宜集約して掲載しております。

また、市民コメントの対象となる案件についての意見及び意見に対する考え方のみを公表させていただいておりますのでご了承ください。

今回ご意見をお寄せいただきました方々のご協力に厚く御礼申し上げます。

1 概要

(1) 障害者支援計画(素案)の閲覧・意見募集期間

平成30年1月5日(金曜日)～2月5日(月曜日)

(2) 対象

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に在勤・在学する方
- ・市内に事務所・事業所を有する個人、法人、その他の団体
- ・市の事務事業に利害関係を有する個人、法人、その他の団体

(3) 障害者支援計画(素案)の閲覧・配布場所

鶴ヶ島市役所情報公開コーナー(配布は障害者福祉課)、若葉駅前出張所、女性センター、保健センター、中央図書館、各市民センター
※鶴ヶ島市ホームページ(ダウンロードファイルにより)からも、閲覧、保存、印刷ができます。

(4) 意見の提出方法

住所、氏名、連絡先（電話番号等）、在勤・在学の者は勤務先・学校名、利害関係のある場合はその内容を明記し、郵送、ファクス、Eメールまたは市役所1階の障害者福祉課へ。様式は自由。

(5) 市民コメントの結果

応募者数： 1人、1団体

意見数： 11件

意見への対応状況

対応	状況	件数
A	意見を反映し、案を修正したもの	5
B	案の中に既に意見の趣旨が含まれているもの	2
C	案は修正しないが、実施段階で参考としていくもの	0
D	意見を反映できなかったもの・今後の検討課題とするもの	1
E	その他	0

2 意見の概要と市の考え方

番号	市民コメントの内容	市の意見	対応
1	計画（素案）23ページの標題「（1）高齢の障害のある人への支援について」のところ「障害と介護の双方の制度に段差をつくらず円滑に移行できる工夫が求められている」のは、65歳以上の方だけではありません。40歳以上で脳卒中の後遺障害で高次脳機能障害となった方や若年性認知症の方や、40歳で障害福祉サービスの利用から介護保険サービスの利用に切り替える必要が出てくる方のことも念頭に置いた表現に改めてください。	意見の趣旨を踏まえ、23ページの説明に次の内容を追記しました。 「また、40歳以上で、初老期の認知症や一部の難病等の特定疾病の人は、介護保険の対象となります（脳血管疾患の後遺症による高次脳機能障害も含む）。 こうした第2号被保険者に対し、介護保険と障害福祉の双方のサービスが実態に応じて適確に提供できるようなケアマネジメントが求められます。」	A
2	計画（素案）28ページの標題「（6）障害のある人の権利擁護について」のところ「今後、認知親亡き後の障害者」という記述は「今後、親亡き後の障害者」の間違いではないでしょうか。適切な表現に改めてください。	28ページ中、ご指摘いただいた記述を「今後、親が亡くなった後の障害のある人」に訂正しました。	A
3	選挙の時に、精神障害のある息子が投票するにあたっては、保護者が付き添って用紙を受け取り、書き込み、提出するまで細かく指示しないとできないと思います。視覚・聴覚障害者の方のサポートについては、広報でも告知されています。精神障害のために静かな別室が準備されるなどの記載は見たことがありません。精神障害のある息子の選挙参加について、何か具体的な方法を取り入れていただけたらと思います。	公職選挙法の規定により、投票は原則として本人が投票所で行わなければならない、投票用紙の交付を受けること、投票用紙に候補者名等を記載すること、投票用紙を投票箱に入れることも本人がしなければならないことになっています。 自書することができない方には、代理投票という制度がありますが、代理で記載することができる者は、投票所の事務に従事する者に限られます。また、憲法で保障されている投票の秘密（誰が誰に投票したかを知られないようにすること）を守らなければならないため、代理で記載する者以外の方に、記載内容を見せることはできません。 障害のある方には、制度上できる限りの支援を行いたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。	D

番号	市民コメントの内容	市の意見	対応
4	<p>計画（素案）48ページの標題「3 障害のある子どもの地域生活を支援する」のところ、小児の高次脳機能障害への具体的な支援策を記してください。</p> <p>計画(素案)88ページの標題「第6章 障害児福祉計画」のところ、小児の高次脳機能障害への具体的な支援策を記してください。</p> <p>高次脳機能障害の疑いのある方を早期に発見し、早期に対応して、高次脳機能障害と適切に診断され、精神障害（児）者としての支援の対象に浮かび上がらせる体制を作っていくことを施策に記してください。</p>	<p>意見の趣旨を踏まえ、 第4章 計画の内容 Ⅱ 地域生活を支援する 1 地域生活の支援体制を構築する （1）相談支援体制の充実 において、次の具体的な取り組みを加えました。 「高次脳機能障害のある人及びその家族が、身近な地域で適切な支援が受けられるよう、埼玉県総合リハビリテーションセンター内の高次脳機能障害者支援センターの職員派遣を活用し、相談支援体制の充実を図ります。」</p>	A
5	<p>計画（素案）57ページの標題「（2）コミュニケーション支援の推進」のところ、意思疎通支援事業の対象に高次脳機能障害も含まれ、入院中も意思疎通支援事業が利用できることを記してください。</p> <p>計画（素案）83ページの標題「（6）意思疎通支援事業」のところ、意思疎通支援事業の対象に高次脳機能障害も含まれ、入院中も意思疎通支援事業が利用できることを記してください。</p>	<p>意見の趣旨を踏まえ、83ページの（6）意思疎通支援事業の説明を次のとおり訂正しました。 「聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある方等の意思疎通を支援します（入院中も利用可）。」</p>	A
6	<p>計画（素案）67ページの標題「（3）地域生活支援拠点等の整備」のところ、高次脳機能障害の方への支援も地域生活支援拠点等の整備の一環で考えていくことを計画に記してください。</p>	<p>第5章 障害福祉計画 2 第5期障害福祉計画の基本的な考え方 （2）障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等において、障害福祉サービスの対象となる障害のある人の範囲について記述しています。 地域生活支援拠点は、障害種別・程度を区別するものではありません。地域生活支援拠点の整備には、高次脳機能障害の方の支援も含まれています。</p>	B

番号	市民コメントの内容	市の意見	対応
7	計画（素案）86ページの標題「（10）その他の事業」のところ、高次脳機能障害の方が徘徊してしまった際、ご本人、ご家族の方などが利用できる施策を記してください。	第4章 計画の内容 Ⅳ 安心・安全なくらしを確保する 2 安全な暮らしを確保する （1）防災対策の充実 において、具体的な取組みとして緊急時に周囲の人から支援を受けやすくするための「ヘルプカード」の周知・利用促進を図るとしています。	B
8	高次脳機能障害と診断された方を、高次脳機能障害モデル事業やその後の支援普及事業の成果も活用しながら、医療から社会復帰まで、連続したケアを提供する仕組みを構築していくことを施策に記してください。特に、脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった40歳以上の方の場合、多くは介護保険サービスの利用が優先されますが、介護保険サービスと併用できる障害福祉サービスの利用にもつながるよう介護と福祉の連携などにも配慮した仕組みを作っていくことも明記してください。	保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築する中で対応します。 また、 第4章 計画の内容 Ⅱ 地域生活を支援する 2 障害福祉サービスの利用を促進する （1）自立支援給付の充実 において、次の具体的な取組みを加えました。 「障害のある人が65歳（特定疾病の場合は40歳）となり、介護保険サービスを円滑に利用できるよう、障害福祉の相談支援専門員と介護保険のケアマネジャーとの緊密な連携体制をつくります。」	A